公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名:静岡市水道事業会計

事	業	名	末端給水事業		
事	業開始年	月日	大正15.11.15	地方公営企業法の適用・非適用	⊻ 適 用 □非適用
団	体	名	静岡市	職員数 (H22. 4. 1現在)	183
	構成団体	名			
IZ⇒.	今 ル 当 単	比率の状況	□財政再生基準以」	L □早期健全化基準以上	□経営健全化基準以上
)建.	土门山十川四川	11年の1人元	計画期間:		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業 債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
 - 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」(工業用水道事業にあっては「供給開始(予定)年月日」)を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い(古い)ものに係る年月日を記入すること。
 - 3 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。) の場合は、「団体名」欄に一部事務組合 等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 - 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状 況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一(ただし、集計時点・集計単位は異なる。)のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
 - 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること(複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。)。

2 財政指標等

資本費	46.87 (21年度)	財政力指数	0.911 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	90.9 (21年度)	実質公債費比率 (%)	12.4(22年度)
		将来負担比率 (%)	123.3(21年度)

- 注 1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率 については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
 - この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告(又は報告を予定している)数値を記入すること。
 - なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。)。
 - また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表 1 の基準 1 で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
 - 2 財政指標については、条件該当年度を ()内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財 政状況調査等における年度)を混在して使用することがないよう留意すること。
 - 3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
 - 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
 - 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。
- 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容
 - □ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
 - ☑ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
 - □ 該当なし

〔合併期日:平成15年4月1日 合併前市町村:静岡市 清水市 〕平成15年4月に会計を統合。旧静岡市4課1室19係、旧清水市4課13担当を平成15年4月に2事務所8課に統合。翌平成16年4月に7課に改正した。経営合理化施策とし、財務会計システムを平成15年に、水道料金システムを平成17年に、水道マッピングシステムを平成19年に統合した。その他、給水装置審査検査申請書、水道料金請求書、水道料金徴収サイクル等の統合を順次行った。

〔合併期日:平成18年3月31日 合併前市町村:静岡市 蒲原町 〕平成18年3月に会計を統合。旧蒲原町の1課を1担当に 統合した。財務会計システム、給水審査検査申請書類等の統合を行った。

〔合併期日:平成20年11月1日 合併前市町村: 静岡市 由比町 〕平成20年11月に会計を統合するとともに、財務会 計システム等を統合した。水道料金は1月検針分から統合した。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併 市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示の あったものをいう。
 - 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
 - 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施(予定)の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内 容
計 画 名	静岡市水道事業公的資金補償金免除繰上償還に係る経営健全化計画
計画期間	平成19年度~平成23年度を~26年度まで延長
計画策定責任者	静岡市公営企業管理者 河野正也
既存計画との関係	「静岡市行財政改革推進大綱実施計画」(平成22~26年度)、「第2次静岡市水道事業中期経 営計画」(平成22~26年度)
公表の方法等	静岡市上下水道局HPに掲載、議会(上下水道教育委員会)への報告。
基本方針	地震・渇水対策、合併後の地域格差解消を図るため施設整備に資本投下が必要である中、 公共事業コスト縮減等により経費節減に努めていくこととする。

- I 基本的事項(つづき)
- 5 繰上償還希望額等

(単位:千円)

区	分	旧簡保 : 4 旧公庫 : 4	6%未満 年利5%以上 6%未満	旧簡保	・ 年利6%以上	旧運用部:年利6.3%以上旧簡保 :年利6.5%以上旧公庫 :年利6%以上		合	計
	繰上償還希望額		J. U/I/\/IIIJ		0 /0 /1へ/1 mj	15, 212. 6	13, 520. 4	15, 21	2. 6
旧資金運用部資金	補償金免除額					1, 997. 4	1, 704. 7	1, 997	7. 4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額								
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額					4, 802. 3	4, 802. 3	4, 802	2. 3

- 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、
 - 確認した補償金免除(見込)額を記入すること。 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)。
- 6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

L I⊔ 5	2.业性川即县2	14 1						(単位:千円)
	事業	美債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3% (平成22年度		. 合計
公	水	《道事業債		1, 138, 363. 8		15, 212. 6	13, 520. 4	1, 153, 576. 3
営								
公営企業債								
業								
債								
	合	計	(A)	1, 138, 363. 8		15, 212. 6	13, 520. 4	1, 153, 576. 3
_ ap **								
(再掲) (再掲)								
掲負の								
分ち								
	合	計	(B)			_		_
	公営企業で負	担するもσ	(A) – (B)	1, 138, 363. 8		15, 212. 6	13, 520. 4	1, 153, 576. 3

【旧簡易生命保険資金】 (単位:千円)

	事	業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5% (平成22年度ま	以上 未残高) うち年利7%以上	合	計
公営企業債									
	合	計	(A)						
(再掲) (再掲)									
	合	計	(B)	_		-	-	_	
公宫	営企業で負担	するもの	(A) – (B)						

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

	事	業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以 (平成22年度3	合 計	
公	7	k道事業債		195, 349. 5	496, 402. 3	4, 802. 3	4, 802. 3	696, 554. 1
営企								
企								
業債								
頂								
		計	(A)	195, 349. 5	496, 402. 3	4, 802. 3	4, 802. 3	696, 554. 1
- *								
(再掲) 一般会計負担分								
負う								
分			/D)					
<u></u>	合	計	(B)	105 010 5	100 100 0			200 554 4
公宫	営企業で負担	!するもの	(A) - (B)	195, 349. 5	496, 402. 3	4, 802. 3	4, 802. 3	696, 554. 1

注 1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

	区	分		,, 内
財				平成19年度策定の「静岡市水道事業公的資金補償金免除繰上償還に係る経営健全化計画」以降、平成20年11月に旧由比町を編入合併した。平成20年度における普及率(対給水区域内人口)は99.5%で、大都市(東京都及び千葉市を除く政令市)平均とほぼ同じであるが、有収率の向上については漏水対策の充実を課題として取り組んでいる。給水原価に占める資本費の割合は41.7%で、大都市の中で高いほうから15番目で平均46.7%を下回っている。自己資本構成比率は54.7%、高いほうから13番目で平均59.8%をやや下回っている。企業債元利償還金比率は32.4%、高いほうから7番目で平均30.7%をやや上回っている。なお、合併後の水道施設整備計画における格差解消のため、今後も新たな建設改良費が生じ、企業債の増加は止むを得ない状況となっている。
経	営	課	趄	課 題 ① 地震・渇水対策の充実 想定される「東海地震」に備え、取水場及び浄水場並びに配水池等の 水道基幹施設や送・配水管等管路網の耐震化を推進する必要がある。
				課 題 ② 資本投下の抑制 施設の老朽化に伴う更新及び耐震対策等による事業費の投下及び、合併に伴う計画の見直しが必要な中、今後も公共工事コスト縮減が求められる。 課 題 ③ 給与水準・定員監理の適正合理化 静岡市行財政改革推進大綱により適正な定員管理を目標に職員削減を図る。
				課 題 ④ 民間的経営手法等の導入 事務事業を効率的に行うため、第三者委託や民間ノウハウを活用した さまざまな経営手法について調査・研究し、有効な手段の導入を検討す る。 課 題 ⑤ 透明性の高い情報提供の徹底 水道事業は使用者の負担により成り立っていることから、事業目的・ 事業内容・経営状況等あらゆる情報を積極的に公開し、使用者の方々の
留	意	事		理解を得られる努力を行う。 有収率の向上(漏水防止対策)

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
 - 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
 - 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記 入すること。
 - 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し(①法適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%) 平成20年度 年 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 (計画前5年度) (計画前4年度) (計画前3年度) (計画前々年度) (計画前年度) (計画初年度) (計画第2年度) (計画第3年度) (計画第4年度) (計画第5年度) 区 分 (決 算) (決 算) (決 算) (決 算) (決算見込) 1. 営 収 益 (A) 10.766 10.687 10.312 10.097 9.971 9.864 9.676 11.014 10.118 9.767 収 余 (1) 料 収 入 10.744 10.505 10.424 10.046 9.852 9.817 9.694 9.587 9.490 9.399 益 (B) 68 (2) 受 託 I 事 収 71 70 64 64 68 68 68 68 68 益 (3) そ の 他 199 191 199 201 198 212 209 209 209 209 収 2. 営 収 益 58 29 120 105 49 49 49 49 49 的 (1) 補 助 金 他会計補助金 収 その他補助金 益 入 (2) そ മ 58 29 120 105 49 49 49 49 収 計 (C) 10,146 9,725 入 11,072 10,795 10,807 10,417 10,170 10,020 9.913 9,816 1. 営 用 7,005 7,247 7,293 7,506 7,593 8,099 8,225 8,255 8,199 8,127 (1) 職 給 費 1.582 1.672 1.587 1.533 1.495 1.612 1.635 1.638 1.633 1.628 収 基 本 給 718 710 661 634 614 673 684 686 683 681 的 退 職手 当 284 284 284 283 283 283 184 283 283 283 そ 他 680 350 598 656 667 664 の 678 641 668 669 益 (2) 経 費 3,320 3.315 3,218 3.369 3.541 3.836 3.935 3.891 3.701 3,550 動 カ 費 430 439 445 484 451 515 515 515 515 515 収 的 修 費 繕 935 835 797 1.065 1,012 1.017 1.017 1,017 959 938 材 料 費 22 19 13 32 152 194 220 230 240 197 1.900 他 2.022 1,963 1.788 1.926 そ の 1.933 2.110 2.183 2.129 1.987 支 (3) 減 価 刼 2.571 2.949 費 2.103 2.260 2.488 2.557 2.651 2.655 2.726 2.865 2. 営 外 用 2.053 2.017 1.974 1.723 1.573 1.607 1.561 1.596 1.617 1.598 支 払 利 息 1.493 1,464 1.407 1.170 1.024 1.050 1.004 1.039 1.060 1,041 (1) 支 の (2) そ 他 560 553 567 553 549 557 557 557 557 557 計 (D) 9.058 9.264 9.267 9.199 9.166 9.706 9.786 9.851 9.816 9.725 益 (C)-(D) (E) 1 540 1 004 常 2.014 1.531 1 192 440 234 62 特 別 利 益 (F) 45 失 (G) 特 益 (F)-(G) (H) 45 当年度練利益(又は練損失) (E)+(H) 2.059 1.004 1.533 1.540 1.192 440 234 62 繰越利益剰余金又は累積欠損金(I) 924 876 877 893 864 864 864 864 864 864 動 資 産 (J) 13.194 13.553 14.510 15.370 15.850 15.069 14.295 13.345 11.744 10.598 うち未収金 2.203 1.739 1.721 1 700 1.633 1.552 1.375 1.092 1.472 1.210 負 債 (K) 2.207 1.818 1.701 1.694 1.598 1.598 1.598 1.598 1.598 1.598 うちー時借入金 うち未払金 2.157 1.756 1.649 1.643 1,546 1.546 1.546 1.546 1,546 1,546 (I) 累積欠損金比率(- ×100) (A)-(B) 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 営業収益-受託工事収益(A)-(B)(M) 10943 10696 10623 10248 10050 10029 9903 9796 9699 9608 地方財政法による資金不足の比率 $((1)/(M) \times 100)$ 健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (0)健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P) 健全化法第22条により算定した資金不足比率 $((N)/(P) \times 100)$

(単位:百万円,%)

1 章 東京					年	度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 全 乗 (債 2.160 3.253 4.599 3.593 1.508 2.400 3.700 3.200 1.700												(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
接 本 製 平 準 化 債	区															
東 2. 他 会 計 出 資 金 63 日本 10 <td></td> <td> 1</td> <td>1. 企</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,160</td> <td>3,253</td> <td>4,599</td> <td>3,593</td> <td>1,508</td> <td>2,400</td> <td>3,700</td> <td>3,200</td> <td>1,700</td> <td>1,440</td>		1	1. 企				2,160	3,253	4,599	3,593	1,508	2,400	3,700	3,200	1,700	1,440
A 2. 他 安 計 面 質 宝	咨	§														
** 本 ** 他 会 計 負 担 金 176 26 31 20 45 3 28 8 8		` 2					63									
Foundation F										27	4	26	10	10	10	10
A	本	5 4			担		176	26	31		20	45	3	28	8	31
7. 固定資産売却代金 9 8 7 7 215 99 82 171 545 66 43 47 7 215 99 82 171 545 66 43 47 9 9 7 2 9 1 1 9 9 7 9 7 2 9 9 1 1 9 9 82 171 545 66 43 47 9 9 7 2 9 9 1 1 9 9 82 171 545 66 43 47 9 9 7 2 9 9 1 1 9 9 82 171 545 66 43 47 9 9 7 2 9 9 1 1 9 9 82 171 545 66 43 47 9 9 7 2 9 9 1 1 9 9 9 82 171 545 66 43 47 9 9 9 82 171 545 66 43 47 9 9 9 82 171 545 66 43 47 9 9 9 82 171 545 66 43 47 9 9 9 82 171 545 66 43 47 9 9 9 82 171 545 66 43 47 9 9 9 9 82 171 545 66 43 47 9 9 9 9 82 171 545 66 43 47 9 9 9 9 82 171 545 66 43 47 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		5		計 借												
T	本 依	5 E	6. 国(都)補助		115	216	174	9	25	109	98	83	7	8
N	` "	ر 1 _7	7. 固定	資 産 売			9									
Parison Pa				負	担		477	215	99	82	171	545	66	43	47	26
A		ζ (9. そ			他	7	2		29	1					
接換 1 1 1 1 1 1 1 1 1	的						3,106	3,754	4,903	3,740	1,729	3,125	3,877	3,364	1,772	1,515
Y	入	(A 額	\)のうち翌年度々 ₹	へ繰り越される支	出の財源	充当 (B)	3									
接		純	ŧ		計 (A))-(B) (C)	3,103	3,754	4,903	3,740	1,729	3,125	3,877	3,364	1,772	1,515
支 1つち 職員 総 与 賞 282 279 270 258 265 263 <t< td=""><td>収</td><td>_s 1</td><td>1. 建 🔝</td><td>ひ 改</td><td>良</td><td>費</td><td>5,210</td><td>5,298</td><td>3,854</td><td>3,422</td><td>3,124</td><td>5,812</td><td>6,525</td><td>6,036</td><td>5,080</td><td>4,710</td></t<>	収	_s 1	1. 建 🔝	ひ 改	良	費	5,210	5,298	3,854	3,422	3,124	5,812	6,525	6,036	5,080	4,710
大 1 2 1 2 3 4 4 4 4 8 9 9 4 4 8 9 9 4 4 8 1 9 1 7 7 7 7 7 7 7 7 8 8 7 9 8 1 9 4 7 7 7 7 7 8 8 9 9 4 7 7 7 7 7 7 7 8 7 9 7 7 7 7 7 7 7 7 8 7 9 9 9 9 9 9 9			うち	職員	合 与	費	282	279	270	258	265	263	263	263	263	263
支 4. 他 会 計 へ の 支 出 金 8 出 5. そ の 他 他 8 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E) 4,224 3,972 3,849 4,128 3,606 4,860 4,739 4,756 5,405 4,739 4,756 5,405 補 1. 損 益 勘 定 留 保 資 金 2,002 2,231 2,182 2,454 1,952 3,405 3,437 4,041 5,043 て 2. 利 益 剰 余 金 処 分 額 2,009 1,525 1,499 1,533 1,518 1,191 1,004 440 133 ル 3. 繰 越 工 事 資 金 21 3 9 21 3 9 財 4. そ の 他 192 213 168 150 127 264 298 275 229 源 計 (F) 4,224 3,972 3,849 4,137 3,606 4,860 4,739 4,756 5,405	本	. 2	2. 企 業	債 償	還	金	2,117	2,428	4,898	4,438	2,211	2,173	2,091	2,084	2,097	2,142
支出 4. 他 会計 への支出金 8 8 出 5. そ の 他 8 8 資本的収入額が資本的支出額に不足する額(D)-(C)(E) 4,224 3,972 3,849 4,128 3,606 4,860 4,739 4,756 5,405 補 1. 損 益 勘 定 留 保 資 金 2,002 2,231 2,182 2,454 1,952 3,405 3,437 4,041 5,043 て 2. 利 益 剰 余 金 処 分 額 2,009 1,525 1,499 1,533 1,518 1,191 1,004 440 133 ル 3. 繰 越 工 事 資 金 21 3 9	去 的	5 3	3. 他 会 計	長期借。	入返還	金金										
出 5. そ の 他		, 4	4. 他 会	計 へ の	支 出	金										
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E) 4,224 3,972 3,849 4,128 3,606 4,860 4,739 4,756 5,405		-	5. そ	<u>の</u>		他				8						
補 1. 損 益 勘 定 留 保 資金 2,002 2,231 2,182 2,454 1,952 3,405 3,437 4,041 5,043 て 2. 利 益 剰 余金 処 分額 2,009 1,525 1,499 1,533 1,518 1,191 1,004 440 133 ル 3. 繰 越 工 事 資金 21 3 9 9 20 20 財 4. そ の 他 192 213 168 150 127 264 298 275 229 源 計 (F) 4,224 3,972 3,849 4,137 3,606 4,860 4,739 4,756 5,405	世			計		(D)	7,327	7,726	8,752	7,868	5,335	7,985	8,616	8,120	7,177	6,852
て 2. 利益利余金処分額 2,009 1,525 1,499 1,533 1,518 1,191 1,004 440 133 ん 3. 繰越工事資金 21 3 9	資本的	収、	入額が資本的	支出額に不足す	「る額 (D)-(C) (E)	4,224	3,972	3,849	4,128	3,606	4,860	4,739	4,756	5,405	5,337
ん 3. 繰 越 工 事 資 21 3 9 9 財 4. そ の 他 192 213 168 150 127 264 298 275 229 源 計 (F) 4,224 3,972 3,849 4,137 3,606 4,860 4,739 4,756 5,405	補	1	1. 損 益	勘定留	保 資	金	2,002	2,231	2,182	2,454	1,952	3,405	3,437	4,041	5,043	5,121
財 4. そ の 他 192 213 168 150 127 264 298 275 229 源 計 (F) 4,224 3,972 3,849 4,137 3,606 4,860 4,739 4,756 5,405	τ	2	2. 利 益	剰 余 金	処 分	額	2,009	1,525	1,499	1,533	1,518	1,191	1,004	440	133	4
源 計 (F) 4,224 3,972 3,849 4,137 3,606 4,860 4,739 4,756 5,405	ん	3	3. 繰 越	エ事	資	金	21	3			9					
4,700 4,700	財	4	4. そ	Ø		他	192	213	168	150	127	264	298	275	229	212
	源			計		(F)	4,224	3,972	3,849	4,137	3,606	4,860	4,739	4,756	5,405	5,337
C ん 別 源 小 足 領 (E/(F/)	補	て	ん財	源 不 足	額	(E)-(F)				-9						
他 会 計 借 入 金 現 在 高(G)	他	会	計 借	入 金 顼	見 在	高 (G)										
企 業 債 現 在 高(H) 40415 41240 40942 40097 39393 39620 41229 42344 41947	企		業 債	現	在	高 (H)	40415	41240	40942	40097	39393	39620	41229	42344	41947	41245

(2)他会計繰入金

((2)他会計繰入金 (単位:百万円)												(単位:百万円)							
	年 度							度			平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
	区		分								(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
収	益	的	収	支	分						47	56	57	53	48	55	52	52	52	52
			う	ち	基	隼	内	繰	入	金	47	56	57	53	45	55	52	52	52	52
			う	ち	基:	隼 :	外	繰	入	金					3					
資	本	的	収	支	分						275	69	31	27	24	71	13	38	18	41
			う	ち	基	隼	内	繰	入	金	99	43	31	26	20	26	10	10	10	10
			う	ち	基:	隼 :	外	繰	入	金	176	26		1	4	45	3	28	8	31
			合		,		計				322	125	88	80	72	126	65	90	70	93

(3)経営指標等

			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
			(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
地方	財政法による資金不足の比	率 (%)(再掲)	-98	-110	-121	-132	-142	-134	-128	-120	-104	-88
料金	回収率*	(%)	123.28%	115.14%	115.71%	112.34%	110.58%	116.29%	113.10%	111.59%	111.42%	111.39%
資本	費	(円又は%)	44.84	47.31	49.75	48.55	46.87	49.13	49.41	51.23	53.77	55.00
総収	支比率(法適用)	(%)	124.78%	116.28%	115.78%	112.80%	110.96%	104.12%	101.35%	100.04%	100.00%	100.00%
経常	収支比率(法適用)	(%)	124.27%	116.26%	115.78%	112.80%	110.96%	104.12%	101.35%	100.04%	100.00%	100.00%
営業	収支比率(法適用)	(%)	162.48%	149.57%	147.02%	138.35%	133.56%	124.33%	120.31%	119.18%	119.65%	119.60%
累積	欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益	的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
۸۵	収益的収入分	(%)	0.42%	0.52%	0.53%	0.51%	0.47%	0.54%	0.52%	0.52%	0.53%	0.53%
繰	うち基準内繰入金	(%)	0.42%	0.52%	0.53%	0.51%	0.44%	0.54%	0.52%	0.52%	0.53%	0.53%
金	うち基準外繰入金	(%)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
比比	資本的収入分	(%)	8.85%	1.84%	0.63%	0.72%	1.39%	2.27%	0.34%	1.13%	1.02%	2.71%
率	うち基準内繰入金	(%)	3.19%	1.15%	0.63%	0.70%	1.16%	0.83%	0.26%	0.30%	0.56%	0.66%
	うち基準外繰入金	(%)	5.67%	0.69%	0.00%	0.03%	0.23%	1.44%	0.08%	0.83%	0.45%	2.05%

- 注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。
 - (1) 地方財政法による資金不足の比率(%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合=地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合=地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
 - (2) 総収支比率(%)=総収益/総費用×100
 - (3) 経常収支比率(%) = 経常収益/経常費用×100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益-受託工事収益) / (営業費用-受託工事費用) × 1 0 0 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率(%) =累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)×100
 - (6) 収益的収支比率(%)=総収益/(総費用+地方債償還金)×100
 - (7) 繰入金比率(%) =収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)/収益的収入(又は資本的収入)×100
 - 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ·料金回収率(%)=供給単価※1/給水原価※2×100
 - ※1 供給単価(円/㎡) =給水収益/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価(円/㎡) = (経常費用ー(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金(水道事業のみ))) /年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合=(経常費用ー(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金+減価償却費)+企業債償還金)/年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合= (総費用ー (受託工事費+基準内繰入金) +地方債償還金) /年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ·使用料回収率(%)=使用料収入※/汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は 「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるので、留意すること。
 - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1)収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	合併以降各地区で異なっていた水道料金について、水道使用者の公平性確保の観点から平成20年6月に一元化を目的に料金改定を実施した。料金設定については、使用者にとって明確かつ合理的な料金水準となる総括原価方式により算定を行い、受益と負担の関係が明確となる口径別従量料金制を採用した。なお、この改定では職員数の削減、業務の民間委託化等の経費の節減により、全体で3.2%の料金引き下げを行った。本収支見通しでは、この料金体系に基づき、近年の水需要傾向から給水量を予測し、料金収入を見込んだ。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計から消火栓設置工事費負担金、消火栓維持管理負担金(基準内繰入)の収入を見込んだ。
3 大規模投資の有無、資産売却等による 収入の見込み	建設投資関係では、平成22年度から平成26年度までに、取水施設の拡充・更新に22億円、導水施設の更新に10億円、浄水施設の拡充・更新に33億円、送・配水施設の拡充・更新に92億円を見込んだ。なお、資産売却収入等は計上なし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提 としたもの	現料金の算定期間は平成23年度までだが、料金改定後における収益、費用の増減要因(当初見込みより純利益の増、旧由比町合併による経費の増、将来における簡易水道統合に要する財源の確保等)を考慮し、その後の期間も料金は据え置いて収益を見込んだ。 資産の増加に伴う減価償却費の増加を考慮した。

- 注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
 - ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み現在の料金設定の考え方(設定方法等)や、料金水準に対する考え方(類似団体等との比較)、今後の料金収入の見込みとその根拠(有収水量や利用者数の推移等)等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み 他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み 大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの 収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること(「料金収入の見込み」については要記入のこと)。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

	項目	Ⅱの課題番号	具体的内容
1 経	常経費の見直し		
0	定員管理	3	定員管理計画に基づき、平成17年度から平成21年度までに13人の職員削減を計画し、14人を削減した。平成22年度から平成26年度までに1人の削減を予定している。
0	給与のあり方		
	◇ 給与構造の見直し、地域手 当等のあり方	3	給与構造改革において、給料表の号給の4分割、昇給を年1回の査定昇給のみとするなど、職務・職責や勤務実績を的確に評価 しうる給与構造、昇給制度に転換した。 職員の勤務実績、職務遂行能力を的確に評価し、それを人材育成や給与処遇に反映していくために、人事評価制度の構築をす すめてきたが、今後は人事評価の結果の活用(給与処遇への反映)について取り組んでいく。
	◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	3	労務職員については、民間委託化や非常勤化を進め、退職不補充としている。また、毎年一定の条件を備えた労務職員を対象に一般行政職への転任選考試験を実施している。 平成19年度末に労務職給与の見直し方針を公表し、平成20年度にその見直し方針に基づき、労務職給料表の導入を職員団体に提案し、現在協議中である。
	◇ 退職時特昇等退職手当のあ り方	3	退職時特別昇給については平成17年度に廃止済。
	◇ 福利厚生事業のあり方	3	平成18年度に、業務経理について給付事業会計と一般事業会計に分け、給付事業会計は会費のみで実施し、一般会計は交付金と会費を含む自主財源の折半とするなど見直しを行っている。 また平成22年度~23年度にかけて、一般事業会計に対する市の交付金10%削減に合わせ、事業の外部委託化等を行っており、今後も引き続き各種の見直しを行っていく。
	・ 維持管理費等の縮減その他経営 効率化に向けた取組	2	工事の同時施工による事業効率化、浄化方法の見直しによる工事費等の縮減、仮舗装時の路盤工実施による本復旧の掘削土量及び発生土の削減、ポリエチレン管(電気融着)採用による材料費の縮減、建設発生土の有効利用による購入土の削減、遠方監視装置設置における機器の汎用品使用による材料費の削減等によるコスト縮減に取り組んでいく。
	指定管理者制度の活用等民間委 託の推進やPFIの活用	4	門屋浄水場(H18)、中町浄水場(H19)、清地水源場(H19)における運転管理業務の民間委託化、上下水道お客様サービスセンターの運用開始(H18)等を実施した。 今後は由比第1浄水場における運転管理業務の民間委託化を平成26年度に実施予定。

Ⅳ 経営健全化に関する施策(つづき)

	項目	Ⅱの課題番号	具体的内容
	コスト等に見合った適正な料金水準 への引上げ、売却可能資産の処分等に よる歳入の確保		
	〇 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正 な料金水準への引き上げに向けた 取組		平成20年6月に実施した料金改定では、コスト等に見合った適正な料金水準となるよう総括原価方式により算定を行い、受益と 負担の関係が明確となる口径別従量料金制を採用した。料金改定率は市全体では△3.20%だが、旧清水地区は4.08%の増、旧 蒲原地区は18.65%の増となった。 その他の歳入の確保としては、局広報紙における有料広告の掲載を予定している。
3	経営健全化や財務状況に関する情報 公開の推進と行政評価の導入		
	○ 経営健全化や財務状況に関する 情報公開		集中改革プラン(中期経営計画)に基づく達成状況を局HPに掲載(毎年8月)。広報紙「くらしと水」に予算、決算、財政状況等について公開。市水道事業基本計画及び中期経営計画策定時にパブリックコメントを実施。その他各種情報について、インターネットを活用し広聴活動を予定している。
	〇 行政評価の導入	(5)	総合計画事業について、事前・事後の事務事業評価を行い、翌年度予算に反映している。
4	その他		想定される東海地震等の被害を最小限に抑えるため、また、災害時や渇水時における安定給水のため、葵・駿河区と清水区における水の相互運用事業、管路のネットワーク化事業、施設・管路の耐震化事業、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備、送水管の複線化事業等を実施予定。

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付し た課題番号を「Ⅲの課題番号」欄に記入すること。
 - 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入する ニレ
 - 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を 記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入 すること。
 - 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は 更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
 - 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	維持管理費等の縮減その他経営効率化については、市コスト縮減対策新行動計画(H21~H25)に基づき10%の建設コスト縮減対策を実施予定。 給与の適正化については、人事委員会勧告に基づき、市内民間企業従業員の給与水準と均衡を図り、国家公務員に準拠した給与制度を構築していく。また、特殊勤務 手当について、国の基準を参考に見直しを行ったが、不断の見直しが必要であるため、社会情勢等を鑑み適正化を図っていく。職員数については、定員管理計画に基づ き、平成17年度から平成21年度までに13人の職員削減を計画し、14人を削減した。平成22年度から平成26年度までに1人の削減を予定している。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	水道料金については、現料金算定期間の最終年度である平成23年度に、適正な水道料金について検討するため、部内での検討及び懇話会の開催を予定している。 その他新たな財源確保として、局広報紙における有料広告の掲載を予定している。 なお、本市水道事業において繰越欠損金は該当なし。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	本市水道事業において、過去に赤字補でん的基準外繰出しの実績は該当なし。
4 その他	地震等の災害及び渇水の対策として、葵・駿河区と清水区における水の相互運用事業(H22〜H26)、施設・管路の耐震化事業(H22〜H26)等を実施予定。

- 注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 - なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 - 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき) 2 年度別目標等 (1) 水道事業 [延長計画策定団体]

課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画台
/	累積欠損金 当初計画の目標値 (実績値)											
	比率 延長計画の日標値											
	☆業債用本 当初計画の目標値		41, 232 40, 942	40, 732 40, 097	40, 959 39, 393	41, 233	41, 543					
	正来員 高 (実績値) 延長計画の目標値	41, 240	40, 942	40, 097	39, 393	39, 620	41, 229		42, 344	41, 94	7 41 245	
V						39, 620	41, 229		42, 344	41, 94	1 41, 245	
【収入の配	確保】 料金改定率										1	
	改善効果額(料金の適正化)											
	未収金の徴収対策											
	改善効果額											
	一般会計負担金の額											
	改善効果額(負担金の確保等)											
	資産の有効活用											
	改善効果額(収入増額)											
	その他(審査検査手数料等)		•		-	-						
For the co	改善効果額		2		1	1		30				
【経費の削												
	職員給与費の適正化						4			1		1
	職員給与費(退職手当以外)	1, 672	1, 656	1, 648		1, 616						
	改善効果額		16	24		56		208				
	給与水準	1, 672	1, 656			1, 616	1, 616					
	改善効果額		16	24	56	56	56	208				
	その他 ()											
	改善効果額							0				
	維持管理費等											
	改善効果額(適正化)		2	2	2	2	2	10				
	工事コスト	449										
			106	74	112	117	117	526				
	改善効果額 (縮減額)		100		112	117						
	改善効果額(縮減額) その他()		100	74	112	117	117					
	改善効果額(縮減額) その他() 改善効果額		100	.,	112	117	117					
	その他 ()		100	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	当	初計画改善効果額 合	ā†	774				
Lin 3 OF	その他 () 改善効果額		100		当		ā†					
【収入の研	その他() 改善効果額 確保]		100	7,	当	初計画改善効果額 合	ā†	774				
【収入の研	その他 () 改善効果額 確保] 料金改定率		100		当	初計画改善効果額 合	ā†	774				
【収入の番	その他 () 改善効果額 確保] 料金改定率 改善効果額 (料金の適正化)		100		当	初計画改善効果額 合	ā†	774				
【収入の研	その他(改善効果額 下のでは、		100		当	初計画改善効果額 合	ā†	774				
【収入のる	その他() 改善効果額		100		当	初計画改善効果額 合	ā†	774				
【収入のる	その他() 改善効果額		100		当	初計画改善効果額 合	ā†	774				
【収入の番	をの他(改善効果額		100		当	初計画改善効果額 合	ā†	774				
【収入の番	をの他(100		当	初計画改善効果額 合	ā†	774				
【収入の計	をの他() 改善効果額		100		当	初計画改善効果額 合	ā†	774				
【収入の荷	をの他(改善効果額		100		当	初計画改善効果額 合	ā†	774				
	をの他(改善効果額 下のでは、				当	初計画改善効果額 合	ā†	774			0 0	
【収入の音	をの他(当	初計画改善効果額 合	ā†	774			0 0	
	をの他(改善効果額				当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 0	計金運用部資金)	774	0		0 0	
	をの他(改善効果額				当	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 の 0	計金運用部資金)	774	0		0 0 0	
	をの他(改善効果額				当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 0	計金運用部資金)	774	0		0 0 0 3 1608 3 8 8	
	その他(改善効果額				当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 の 0	計金運用部資金)	774	0		0 0 0 3 1608 3 8	
	をの他(改善効果額				当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 の 0	計金運用部資金)	774	0		0 0 0 3 1608 3 8	
	その他(改善効果額				当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 の 0	計金運用部資金)	774	0		3 1608 3 8	
	をの他(改善効果額				当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 の 0	計金運用部資金)	774	0		0 0 0 3 1608 3 8	
	をの他(当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 の 0	計金運用部資金)	774	0		0 0 0 3 1608 3 8	
	をの他(改善効果額				当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 の 0	計金運用部資金)	774	0		0 0 0 3 1608 3 8	
	をの他(改善効果額				当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 の 0	計金運用部資金)	774	0		0 0 0 3 1608 3 8	
	をの他(改善効果額				当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 の 0	計金運用部資金)	774	0		0 0 0 3 1608 3 8	
	をの他(改善効果額				当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 の 0	計金運用部資金)	774	0		0 0 0 3 1608 3 8	
	をの他(改善効果額 (当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 の 0	計金運用部資金)	774	0		0 0 0 3 1608 3 8	
【経費の角	をの他(改善効果額				当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 の 0	計金運用部資金)	774	0 1618 -2		3 8	
【経費の声	をの他(改善効果額		を記入すること。		当当分計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額(旧資 の 0	計金運用部資金)	774	0 1618 -2	計画改善効果額 合言	3 8	
「課題」欄間で	をの他(改善効果額	、「当初計画に計上した施	を記入すること。策に係る改善効果額」	を含めないこと。	(参考) 当初計	初計画改善効果額 合 画補償金免除額 (旧資 0 1592 24	計金運用部資金)	774	0 1618 -2 延長期間が2年	計画改善効果額 合計	3 8 h t A 5改善効果額 B	
【経費のA	をの他(改善効果額	、「当初計画に計上した施 加算する額 C」欄につい	を記入すること。 策に係る改善効果額 では、当該会計におけ	を含めないこと。	当 (参考)当初計 1616 1616 通が当該会計に係る旧資	初計画改善効果額 合画補償金免除額 (旧資 の の 1592 24	計金運用部資金)	774	0 1618 -2 延長期間が2年	計画改善効果額 合計	3 8	

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき) ② 経営状況

		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前 4 年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口	(千人)	698	696	696	703	702	700	692	690	689	688
年間総有収水量	(千㎡)	79, 002	77, 665	77, 352	77, 232	76, 410	75, 340	74, 642	74, 066	73, 551	73, 080
公称施設能力	(㎡/日)	363, 588	363, 228	363, 228	368, 278	368, 278	368, 278	368, 278	368, 278	368, 278	368, 278
1日最大配水量	(㎡/日)	278, 058	274, 128	265, 198	264, 017	262, 158	280, 700	277, 500	276, 700	276, 300	275, 900
最大稼働率	(%)	76. 48	75. 47	73. 01	71. 69	71. 18	76. 22	75. 35	75. 13	75. 02	74. 92
供給単価	(円/㎡)	137. 54	133. 69	133. 25	130. 26	128. 94	130. 31	130.09	129. 65	129. 25	128. 83
給水原価	(円/㎡)	112. 19	116. 83	115. 90	116. 65	117. 20	112. 33	114. 51	116. 19	116. 71	116.37

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針 注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。 平成28年度末までに、19施設ある市営簡易水道の内、「簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱」における特定簡易水道に該当する16簡易水道を上水道事業に経営統合予定。なお、平成22年2月に、厚生労働省へ簡易水道事業統合計画書を提出済である。